

仕 様 書

売払人と買受人とは、シネフィルム売払契約について、契約書に定めるほか、次のとおり定める。

1. 品 名 シネフィルム
2. 売払予定数量 3, 000kg
 ※1 買受人は、当該物品を引き取る際に登録計量証明事業所で重量を計測し、計量証明書を提出すること。その証明書に記載された数量をもって売払数量とする。
 ※2 応札予定業者で保管場所の確認をしたい者は、事務室と日程調整の上確認することができる。
3. 引取期間 契約締結の日から令和2年1月31日まで
 ※作業時間は平日又は土・日・祝日における日中(夜間を除く。)とし、買受人と事務室との協議により決定するものとする。)
4. 引取場所 広島市民病院(西棟地下2階倉庫内)
5. 売払金額 上記「2. 売払予定数量」に契約単価を乗じて得た金額。
6. 納付方法 買受人は上記「5. 売払金額」を、売払人の指定する日時までに指定口座に入金すること。
7. 費用負担 シネフィルム引き取りから処分に係る一切の費用(収集運搬費・焼却費・精錬費等)は買受人の負担とする。
8. 引取量の報告
 (1) 引取量については担当者に報告書を提出すること。
 (2) 報告書には登録計量証明事業所発行の計量証明書を添付すること。
9. 業務履行にあたっての注意事項等
 (1) 契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡してはならない。
 (2) 物品を引取るときは、売払人の指示に従って行うものとする。
 (3) 当該物品を原形のまま自ら使用することや、第三者に譲渡することを禁ずる。
 (4) 売払人は当該物品の瑕疵について一切責めを負わない。
 (5) 契約の履行にあたり、売払人または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 (6) 当該物品の運搬にあたっては、積替保管を行うことなく当院から直接処理施設へ搬入するこ

と。やむを得ず積替保管を行う場合は、事前に文書で売払人の了承を得ること。

- (7) 搬出・運搬の際、車両から当該物品が飛散落下しないよう十分な対策を講ずること。
- (8) 作業の工程で残さが生じた場合は、産業廃棄物として適正に処分すること。
- (9) 当施設が医療機関であることを認識し、施設内外で作業の際は、何人にも不快感を与えないよう十分留意すること。
- (10) 作業中にシネフィルムの閲覧、複写などの行為は一切行ってはならない。
- (11) 契約の履行にあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (12) 契約の履行にあたっては、道路交通法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。